

N T N(株)宝塚製作所跡地利活用基本設計等策定に係る有識者等検討会  
設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 N T N(株)宝塚製作所跡地及びその周辺（以下「N T N(株)宝塚製作所跡地等」という。）の利活用のあり方について、N T N(株)宝塚製作所跡地利活用基本構想（以下「基本構想」という。）及びN T N(株)宝塚製作所跡地利活用庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）で検討した内容等を基に検討を行うため、N T N(株)宝塚製作所跡地利活用基本設計等策定に係る有識者等検討会（以下「有識者等検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 有識者等検討会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- （1） 基本構想に基づく土地の利活用方針の検討及び意見交換。
- （2） 基本設計等策定業務委託の発注に必要な仕様書等の策定に向けた検討。
- （3） その他、上記に関して必要な事項の検討。

（組織）

第3条 有識者等検討会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 有識者等検討会に会長を置く。

（会議）

第4条 有識者等検討会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（報償の支払い）

第5条 市は、会議または個別に有識者等検討会の構成員から助言や意見等を受けた場合、別表2に定める金額を支給する。

（事務局）

第6条 有識者等検討会の事務局は、企画経営部政策室政策推進課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者等検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年（2014年）11月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	氏名
知識経験者	若本 和仁 (ワカモト カズヒト) 大阪大学大学院 工学研究科准教授
	久 隆浩 (ヒサ タカヒロ) 近畿大学 総合社会学部 環境系専攻教授
	赤澤 宏樹 (アカザワ ヒロキ) 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所准教授
	村木 康弘 (ムラキ ヤスヒロ) 村木アセット・コンサルタンツ 代表取締役
公募による市民	三木 順 (ミキ スナオ)

別表2 (第5条関係)

区分	金額
会長	11,500 円
会長以外の知識経験者	10,700 円
公募市民	8,700 円